

【スペイン】新型コロナウイルス感染症対策令に対する2つの違憲判決

海外立法情報課 山岡 規雄

* スペインでは、新型コロナウイルス感染症対策として警戒事態（緊急事態の類型の一つ）を宣言した2つの勅令等が、憲法裁判所により違憲であると判断された。

1 スペイン憲法における緊急事態条項

憲法第116条では、警戒事態（estado de alarma）、例外事態（estado de excepción）及び戒厳（estado de sitio）という3つの緊急事態の類型が規定されている。1981年組織法（ley orgánica）¹第4号²（以下「組織法」という。）によると、警戒事態は、自然災害や感染症のまん延等の場合（第4条）、例外事態は、国民の自由な権利行使・民主的制度の正常な機能等が通常の権限行使では回復不能なほどに阻害されている場合（第13条）、戒厳はスペインの独立や領土の保全等を脅かす武力攻撃等が行われた場合（第32条）に宣言することができることとされる。

憲法第116条は、これらの事態の宣言のための要件及び期間を定めている。警戒事態は、内閣が宣言することができるが、その期間は最大で15日とされ、延長する場合には、下院の承認が必要とされる（第2項）。例外事態の宣言には下院の事前の承認が必要であり、この承認に基づき内閣は最大30日の期間で例外事態を宣言することができるが、延長の場合にも下院の事前の承認が必要とされる（第3項）。戒厳は、内閣の提案に基づき、下院の総議員の過半数の賛成により宣言され、その期間については下院が定めることとされている（第4項）。

2 第1回の警戒事態の宣言

(1) 2020年勅令第463号

2020年3月14日、内閣は、同月11日の世界保健機関による新型コロナウイルス感染症のパンデミック宣言を受け、組織法第4条の規定に基づき、警戒事態を宣言する2020年勅令³第463号を発し、各所管大臣に対し教育、商業など広範囲にわたる分野について行動制限措置を講ずる権限を付与した⁴。特に、同令第7条に定める移動の自由等の制限は、外出の正当化事由から教育機関へのアクセスや運動を排除するなど、他国に比して極めて厳格な規制となっていた⁵。

これに対し、下院会派Voxの議員団が、当該命令は、移動の自由、居住の自由、集会の自由、示威運動の権利、教育に対する権利、企業の自由、宗教的自由の権利等を侵害するものであるとして、憲法裁判所に違憲異議（recurso de inconstitucionalidad）を申し立てた⁶。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年6月8日である。

¹ 組織法とは、国民の基本的権利の発展、選挙制度など、憲法が定める一定の事項を規定する法律であり、その制定改廃には、下院の総議員の過半数の賛成が必要とされる（憲法第81条）。

² Ley Orgánica 4/1981, de 1 de junio, de los estados de alarma, excepción y sitio. (BOE, n.134, 1981.6.5.)

³ 警戒事態の宣言は、命令（decreto）で行われる（組織法第6条）。具体的には、勅令（real decreto）という形式で発せられる。1997年法律第50号（Ley 50/1997, de 27 de noviembre, del Gobierno）第24条参照。

⁴ Real Decreto 463/2020, de 14 de marzo, por el que se declara el estado de alarma para la gestión de la situación de crisis sanitaria ocasionada por el COVID-19. (BOE, n.67, 2020.3.14.)

⁵ Alicia Cebada Romero and Elvira Domínguez Redondo, “Spain: one pandemic and two versions of the state of alarm,” VerfBlog, 2021/2/26. <<https://verfassungsblog.de/spain-one-pandemic-and-two-versions-of-the-state-of-alarm/>>

⁶ この措置の合憲性について法学者の間でも意見が分かれていたとされ、有力な憲法学者の見解によれば、この勅令

(2) 憲法裁判所の判決

憲法裁判所は、2021年7月14日の判決⁷において、パンデミック対策の必要性を認めつつも、2020年勅令第463号で規定する基本的権利の制限は、警戒事態において行うことができる範囲を超えており、例外事態の宣言でなければ正当化され得ないものであるとし、同令第7条第1項、第3項及び第5項は、憲法及び組織法が警戒事態において許容する範囲を超えて、移動の自由、居住の自由及び集会の自由を制限するものであり、違憲であると判断した。その他の自由の制限については、違憲性を認めなかった⁸。

3 第2回の警戒事態の宣言

(1) 2020年勅令第926号等

2020年勅令第463号によって宣言された警戒事態は、数度にわたり延長されたが、最終的には、2020年6月21日に終了した。しかし、新型コロナウイルス感染症流行の第二波を受け、2020年10月に、再び警戒事態が宣言された。10月9日に発せられた2020年勅令第900号⁹に基づく宣言は一部の地域を対象とし、10月25日に発せられた2020年勅令第926号¹⁰に基づく宣言は全国を対象とした。この警戒事態も、10月29日の下院の決議により2021年5月9日までの延長が承認され、延長を宣言する11月3日の2020年勅令第956号¹¹が制定された。第2回の警戒事態における自由の制限は、第一波の際の規制に比較すると緩やかなものであった¹²。これらの勅令・決議に対し、下院会派Voxの議員団は、①本来内閣に帰属すべき自由の制限に関する権限を自治州等の長に委任していること¹³、②6か月という長期の延長期間を設けた上に、大臣の下院への出席回数を制限しており、行政統制の面から見て問題であるということ等を根拠にして、憲法裁判所に違憲異議を申し立てた。

(2) 憲法裁判所の判決

憲法裁判所は、2021年10月27日の判決¹⁴において、6か月という延長期間の妥当性よりも、自治州の長等への権限委任が組織法上許されないこと、委任された権限の行使に対する内閣の統制手段が不十分であること等を問題とし、勅令及び決議の一部を違憲と判断した¹⁵。

は重要な憲法上の権利を停止するものであり、警戒事態ではなく例外事態の宣言で対処すべきであったとされた。Emilio Minniti, *Lo stato nell'eccezione: la logica razionalizzatrice degli ordinamenti liberal-democratici e il caso italiano nella prospettiva del diritto costituzionale comparato*, Milano: CEDAM, 2020, p.89.

⁷ Sentencia 148/2021, de 14 de julio de 2021

⁸ この判決は、憲法裁判所の11名の裁判官のうち6名により支持された。

⁹ Real Decreto 900/2020, de 9 de octubre, por el que se declara el estado de alarma para responder ante situaciones de especial riesgo por transmisión no controlada de infecciones causadas por el SARS-CoV-2, BOE, n.268, 2020.10.9.

¹⁰ Real Decreto 926/2020, de 25 de octubre, por el que se declara el estado de alarma para contener la propagación de infecciones causadas por el SARS-CoV-2. (BOE, n.282, 2020.10.25.)

¹¹ Real Decreto 956/2020, de 3 de noviembre, por el que se prorroga el estado de alarma declarado por el Real Decreto 926/2020, de 25 de octubre, por el que se declara el estado de alarma para contener la propagación de infecciones causadas por el SARS-CoV-2. (BOE, n.291, 2020.11.4.)

¹² Cebada Romero and Dominguez Redondo, *op.cit.*(5).

¹³ 組織法第7条は、宣言が特定の自治州のみに関係する場合に、当該自治州の長への権限委任を認めている。

¹⁴ Sentencia 183/2021, de 27 de o de 2021

¹⁵ この判決は、憲法裁判所の11名の裁判官のうち7名により支持された。次の文献は、法学者の7割近くは、6か月という延長期間自体が違憲であると考えていると指摘している。Agustín Ruiz Robledo, “Legislative activity and inactivity in the COVID pandemic in Spain,” *VerfBlog*, 2021/11/10. <<https://verfassungsblog.de/legislative-activity-and-inactivity-in-the-covid-pandemic-in-spain/>>